

部落差別解消推進法

が施行されました。



すべての人々の人権が 尊重される社会の実現を!

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、もって「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

徳島県では、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国・市町村・関係団体等と連携を図りながら、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」に向けて、県民の皆様と一緒に取り組んでいます。

徳島県 県民環境部 男女参画・人権課

徳島市万代町1丁目1 Tel.088-621-2187 Fax.088-621-2844

徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」

徳島市東沖洲2丁目14沖洲マリナターミナルビル内 Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

